

預貯金と税務調査のポイント その④

～名義預金を未然に防ぐ方法とは～

名義預金は見つかる可能性が高い

名義預金が見つかるケース

- ・ 相続財産における預貯金の金額が多い
- ・ 過去の確定申告から預貯金が少ない

 税務調査の
対象

税務署が金融機関の確認を行う

- ・ 相続人、孫に多くの預金残高がある
- ・ 配偶者の預金が夫より多い



税務署が通帳や定期の署名を確認、取引履歴の確認により名義預金を特定

名義預金を未然に防ぐには

1. 通帳は名義人本人が作成すること（本人の筆跡で）

贈与者や預金残高の多い人が作成した他の親族の通帳は名義預金として怪しまれます。

（税務署は誰が作った通帳か調べられます）

未成年の通帳については、親権者が作りましょう
（贈与者、預金の出どころの人は避ける）

名義預金を未然に防ぐには

2. 通帳・印鑑は名義人本人が管理する事

印鑑を家族で使いまわす行為は税務調査で発覚する可能性大です。印鑑は名義人のもので通帳・印鑑は名義人本人が保管しましょう。

未成年の通帳は、親権者が管理しましょう



未成年には18歳（成人）のタイミングか社会人のタイミングで通帳・印鑑を渡すと○

名義預金を未然に防ぐには

3. 正しい贈与をして、贈与を立証しましょう

- ・理想は贈与契約書を作成（両者の署名入り）
しましょう。
- ・預金から預金への贈与をして金融機関の取引に
跡を残しましょう。
- ・併せて贈与税申告があると○
（税務署に贈与の履歴が残るため）

名義預金を未然に防ぐには

4. 名義人が、預金のできた流れを説明できるように

- ・ 名義預金が相続税の調査時に問題となります。
→ 預金の元となった人は既に亡くなっている



預金の説明は名義人が行うことになります。

- ・ 預金のできた経緯（どんな話をしたか）
- ・ 当時の状況（どこで、誰と話をしたか）

名義人が説明できるように！

END